

第一級海上特殊無線技士試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

法規 12問 } 24問 1時間
無線工学 12問

法規

- [1] 無線局の免許人が無線設備の変更の工事をしようとするときは、総務省令で定める軽微な事項を除き、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

1. あらかじめ総務大臣の指示を受ける。
2. 直ちにその旨を総務大臣に報告する。
3. 直ちにその旨を総務大臣に届け出る。
4. あらかじめ総務大臣の許可を受ける。

- [4] 総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができるはどの場合か。次のうちから選べ。

1. 当該無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
2. 当該無線局が免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて運用していると認めるとき。
3. 当該無線局が発射する電波が他の無線局の通信に混信を与えていると認めるとき。
4. 当該無線局が暗語を使用して通信を行っていると認めるとき。

- [2] 単一チャネルのアナログ信号で振幅変調した両側波帯の電話の電波の型式を表示する記号はどれか。次のうちから選べ。

1. A3E
2. F3E
3. F1B
4. J3E

- [5] 無線局の免許人は、電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

1. その免許人を告発する。
2. その無線局の電波の発射を停止させる。
3. その無線局の免許人にその旨を通知する。
4. 総務省令で定める手続により、総務大臣に報告する。

- [3] 無線従事者は、無線通信の業務に従事しているときは、その免許証をどのようにしていなければならないか。次のうちから選べ。

1. 携帯する。
2. 主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げる。
3. 無線局に備え付ける。
4. 航海船橋に備え付ける。

- [6] 無線局の免許が効力を失ったときは、免許人であった者は、その免許状をどうしなければならないか。次のうちから選べ。

1. 3箇月以内に総務大臣に返納する。
2. 直ちに廃棄する。
3. 2年間保管する。
4. 1箇月以内に総務大臣に返納する。

第一級海上特殊無線技士試験問題

法規

[7] 無線局を運用する場合において、空中線電力は、遭難通信を行う場合を除き、次のどれによらなければならぬか。次のうちから選べ。

1. 免許状に記載されたものの範囲内で通信を行うため必要最小のもの
2. 無線局免許申請書に記載したもの
3. 通信の相手方となる無線局が要求するもの
4. 免許状に記載されたものの範囲内で通信を行うため必要最大のもの

[8] 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、電波を発射する前にどうしなければならないか。次のうちから選べ。

1. 発射しようとする電波の空中線電力が最も適当な値となるように送信機の出力を調整しなければならない。
2. 発射しようとする電波の周波数をあらかじめ測定しなければならない。
3. 自局の発射しようとする電波の周波数に隣接する周波数において他の無線局が重要な通信を行っていないことを確かめなければならない。
4. 自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。

[9] 無線電話通信において、呼出しに使用した電波と同一の電波により通報を送信する場合、順次送信する事項のうち省略することができるものはどれか。次のうちから選べ。

- | | |
|-----------------|----|
| 1. 相手局の呼出名称 | 1回 |
| 2. (1) 相手局の呼出名称 | 1回 |
| (2) こちらは | 1回 |
| 3. (1) 相手局の呼出名称 | 1回 |
| (2) こちらは | 1回 |
| (3) 自局の呼出名称 | 1回 |
| 4. (1) こちらは | 1回 |
| (2) 自局の呼出名称 | 1回 |

[10] 156.8MHzの周波数の電波を使用できる場合はどれか。次のうちから選べ。

1. 電波の規正に関する通信を行う場合
2. 遭難通信を行う場合
3. 出入港に関する通報の送信を行う場合
4. 漁業通信を行う場合

[11] 船舶局の免許状は、掲示を困難とする場合を除き、どの箇所に掲げておかなければならぬか。次のうちから選べ。

1. 主たる送信装置のある場所の見やすい箇所
2. 受信装置のある場所の見やすい箇所
3. 船内の適当な箇所
4. 航海船橋の適当な箇所

[12] 次の記述は、遭難の呼出し及び通報について述べたものである。国際電気通信連合憲章の規定に照らし、□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、□、絶対的優先順位において受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置をとる義務を負う。」

1. 自国の領海で発せられた場合には
2. 公海で発せられた場合には
3. 自国の領海及び公海で発せられた場合には
4. いざれから発せられたかを問わず

平成23年2月期

第一級海上特殊無線技士「法規」合格基準及び正答

1 試験問題 12問

2 満点及び合格点 満点 60点 合格点 40点

配点 1問5点

3 正答

問題	正答
[1]	4
[2]	1
[3]	1
[4]	1
[5]	4
[6]	4
[7]	1
[8]	4
[9]	3
[10]	2
[11]	1
[12]	4